

食品安全委員会第639回会合議事録

1. 日時 平成29年2月21日（火） 14：00～14：33

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 2品目

〔1〕シアントラニリプロール

〔2〕トリフルメゾピリム

（厚生労働省からの説明）

・農薬及び動物用医薬品 1品目

フルバリネート

（厚生労働省からの説明）

・動物用医薬品 1品目

酢酸メレンゲステロール

（厚生労働省からの説明）

（2）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のジエチルスチルベストロール試験法の改正、酢酸メレンゲステロール試験法の追加

（厚生労働省からの説明）

（3）食品安全関係情報（1月21日～2月3日収集分）について

（4）その他

4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長

（事務局）

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
箴島リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 「シアントラニリプロール」「トリフルメゾピリム」「フルバリネート」
及び「酢酸メレンゲステロール」の食品安全基本法第24条に基づく食品
健康影響評価について

資料 2 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（照会）

資料 3－1 食品安全関係情報（1月21日～2月3日収集分）について

資料 3－2 食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第639回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席であります。

また、厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第639回会合）議事次第」に従いまし
て、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は5点ございます。

資料 1－1 が「食品健康影響評価について」、資料 1－2 が「『シアントラニリプロール』
『トリフルメゾピリム』『フルバリネート』及び『酢酸メレンゲステロール』の食品
安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」、資料 2 が「食品安全基本法第11
条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照
会）」、資料 3－1 が「食品安全関係情報（1月21日～2月3日収集分）について」、資
料 3－2 が「食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基
づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から2月13日付で農薬2品目、農薬及び動物用医薬品1品目、動物用医薬品1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省基準審査課残留農薬等基準審査室長の黒羽と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-2に基づきまして、説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1剤目でございます。農薬「シアントラニリプロール」でございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請がなされまして、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては、農薬登録がなされており、キャベツ、だいず、りんご等に対する適用がございます。今回、非結球あぶらな科葉菜類、にんじん等への適用拡大申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは、ADIが0.03 mg/kg 体重/day、ARfDは設定不要とされており、根菜類、葉菜類、かんきつ等に国際基準が設定されてございます。諸外国におきましては、米国、カナダにおける、あぶらな科野菜、果菜類、ベリー類等を初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてご

ざいます。

食品安全委員会におきましては、平成25年8月に食品健康影響評価をいただいております。ADIが0.0096 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、2品目め、農薬「トリフルメゾピリム」でございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値の設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては、農薬登録がなされておられません。今回、水稻への適用が申請されてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。また、諸外国にも基準値は設定されてございません。

続きまして、3剤目、農薬、動物用医薬品「フルバリネート」でございます。今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては、農薬登録がなされており、ばれいしょ、はくさい、キャベツ等に対する適用がございます。今回、大豆、えんどう、そら豆等への適用拡大申請がなされてございます。また、動物用医薬品としては、みつばちの寄生ダニの駆除に使用されてございます。

JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。諸外国におきましては、米国におけるはちみつを初めといたしまして、ここに記載されてありますような作物等に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会におきましては、平成25年9月に食品健康影響評価をいただいております。ADIが0.005 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、4剤目、動物用医薬品「酢酸メレンゲステロール」でございます。本件につきましては、本年1月31日付で、ポジティブリスト導入時に設定いたしました暫定基準の見直しに係る食品健康影響評価の結果をいただいておりますが、残留基準が設定されていない豚等につきまして、不検出の基準を設定する必要があることから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は合成ホルモン剤でございます。

日本におきましては、動物用医薬品として承認されてございません。

国際機関、海外での状況でございますが、JECFAではADIが0.00003 mg/kg 体重/dayとされており、牛に国際基準が設定されてございます。諸外国におきましては、米国、カナダで牛に対する基準値が設定されてございます。

先ほど申し上げましたが、食品安全委員会からは、本年1月に食品健康影響評価を受けております。ADIが0.000025 mg/kg 体重/dayとなっております。

最後になりますが、次の別添2でございますが、食品安全委員会に評価依頼を2回以降
お願いするものにつきまして、追加データを出させていただいたものを列記してございま
す。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 フルバリネートですけれども、これはみつばちの寄生ダニに対する駆除薬と
いう形で使われるのですけれども、この使い方として懸垂するということが書いてある
のですが、ちょっとイメージが湧かないのですけれども、空中に拡散するような形になる
のか。

それから、みつばちに対しては、毒性はどうかということを教えてください。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 使い方でございますが、プレート状のところに製剤を吸
着させておりまして、それを巣箱の中に置くと、自然に揮発して、それが効くというよう
なやり方で投与されるものでございます。

もちろん、フルバリネートは殺虫剤でございますので、みつばちに対しても影響はある
のですが、そのように自然に拡散するような性質のものなので、みつばちには効かなくて、
ダニには効く量が拡散するということで効果を表すものと聞いております。

○山本委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

他にどなたか御質問、御意見は。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 教えてほしいのですけれども、トリフルメゾピリムというものですかね。こ
こに構造式が書いてあるのですけれども、真ん中のところにピリミジン環というか、ウラ
シルミみたいな構造が書いてあるのですが、ここのNのプラスはそうなのかなと思うのです
けれども、ちゃんと書いてある、これはマイナスということでよろしいのですか。これは
ごみなのでしょうか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 こちらはマイナスの記号が入っております。

○村田委員 分子の中で、ここが解離して塩になっているみたいな、そういう構造だということですか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 今、にわかには資料がなくてお答えしづらいのですが、一応、農薬の申請には、こういう構造式が書いてあるということでございます。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

リスク評価する中でいろいろ話が出てくるかと思いますが、また何か詳しいことが分かったら、教えていただければと思います。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ただ今厚生労働省から御説明いただいたもののうち、農薬「シアントラニリプロール」、農薬及び動物用医薬品「フルバリネート」、動物用医薬品「酢酸メレンゲステロール」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。また、農薬「シアントラニリプロール」、農薬及び動物用医薬品「フルバリネート」については、今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の吉田委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、御説明をお願いできますでしょうか。

○吉田委員 承知いたしました。

まず、農薬「シアントラニリプロール」につきましては、作物残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。しかし、農薬専門調査会におきましては、急性参照用量の設定が進められておりますので、今回の評価要請とともに、急性参照用量の設定を含めて農薬専門調査会で調査審議を行うこととしてはいかがでしょうか。

続きまして、農薬及び動物用医薬品「フルバリネート」につきましては、作物残留試験に加え、28日間反復強制経口投与神経毒性試験が追加されておりますので、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるものと認められます。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明によれば、農薬「シアントラニリプロール」については、農薬専門調査

会で審議する。農薬及び動物用医薬品「フルバリネート」については、農薬専門調査会で調査審議させることとし、同調査会における審議結果が本委員会に報告された際、動物用医薬品専門調査会においても調査審議を行うかどうかを検討して、決定するということがよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

また、動物用医薬品「酢酸メレンゲステロール」については、平成29年1月31日付で厚生労働大臣宛てに評価結果を通知しているところであります。ただ今の厚生労働省の説明を聞いた限りにおいては、同委員会決定の1の（1）の規定の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当するものと認められます。よって、同規定に基づき、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

また、農薬「トリフルメゾピリム」については、農薬専門調査会で審議することといたします。

（2）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
--

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」であります。

資料2にありますとおり、厚生労働大臣から2月13日付で食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた食品添加物等の規格基準の「ジエチルスチルベストロール試験法」の改正、「酢酸メレンゲステロール試験法」の追加について照会がありました。

それでは、これも厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 資料2に基づきまして、御説明申し上げます。

めくっていただきまして、1品目めでございますが、動物用医薬品のジェチルスチルベ
ストロールという成分に対しまして試験法を開発することができましたので、告示に盛り
込んだの措置をとりたいと考えてございます。

本件の経緯でございますが、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、食品に含有され
るものであってはならないとする規格基準が設定されておりまして、当該成分の試験法に
つきましては、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた、食品添加物等の規格
基準において定められてございます。

今回の試験法の主な変更点でございますが、現行の試験法につきましては、有害試薬で
あるジクロロメタン等を用いていること、抱合体の分解に長時間を要するなどの問題があ
ることから、これについて改善をしたものでございます。

詳しくは、おめくりいただきまして、別紙と書いてあるところを御覧ください。こちら
の「案」と書いてあるのが新しい試験法の案でございます。現行では、抽出と抱合体の加
水分解を同時に行う方法でございます。現行の抽出法のところを見ていただくと分かる
とおり、現行では操作に長時間、37℃の放置時間においても14時間を要しております。新
たに開発した方法では、ジェチルスチルベストロールと抱合体を試料から効率的に抽出し
た後に、次のページの酵素加水分解という工程で加水分解を行う方法でございます。反
応時間は37℃で1時間となっております。現行よりも効率的な試験方法を開発できた
ということでございます。また、抽出溶媒につきましては、ジクロロエタンからエタノール
と水の混液に変更してございます。

それでは、説明資料に戻っていただきまして、1ページ目の下の方を御覧ください。本
試験における親化合物の真度は85から101%、併行精度は2から7%、抱合体の真度は76
から91%、併行精度は3から7%でございます。食品中に残留する農薬等に関する試験
法の妥当性評価ガイドラインにおける目標値を満たしているものでございます。

続きまして、めくっていただきまして、2剤目、動物用医薬品の酢酸メレンゲステロ
ールの試験法について御説明いたします。

本件の経緯でございますが、酢酸メレンゲステロールの基準設定につきましては、本年
1月に食品安全委員会から健康影響評価をいただきまして、2月に厚生労働省の薬事・食
品衛生審議会で審議され、海外で使用されている牛に対する基準値を設定することとな
りました。

一方、牛以外の家畜である豚及び陸棲哺乳類等の取り扱いについては、ADIが低いとい
うことから不検出の基準とすることとなりました。これに従いまして、新たな試験法の開
発を進めており、開発できましたので、この試験法を追加することについて照会する
ものでございます。

具体的な試験法は、めくっていただきまして、別紙に記載がございます。簡単に御説
明いたしますと、試料からアセトニトリルで抽出いたしまして、オクタデシルシリル
化シリカゲルミニカラムで精製し、液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計で測定
する方法で

ございます。

説明資料に戻っていただきまして、表のところでございますが、本試験における真度及び併行精度につきましては、この表のとおりになっており、農薬中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインにおける目標値を満たしているものでございます。

最後に、これらの試験法につきましては、基準値ではなく、あくまでも試験法に関するものでございまして、管理手法が適切にできるためのものでございます。食品安全委員会からの御判断をいただけましたら、試験法の告示の改正に係る所要の手続を進めていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。まず、吉田委員から。

○吉田委員 今回、試験法の改正ということで、有害物質を使わないということです。これについての御質問ではないのですが、もし御存じだったら教えていただきたいのですが、ジエチルスチルベストロールというのは恐らく各国とももう使用していないと思うのですが、厚生労働省におかれましては、毎年どのぐらいの検体を検査していらっしゃいますかということと、実際に検出された例はあるのでしょうかという、この2点についてお尋ねしたいのですが。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 御指摘のとおり、ジエチルスチルベストロールにつきましては、各国でもう使用は禁止されている物質でございます。ただ、輸入食品のモニタリング検査において行うこととなっております。過去6年間α検査数は89件ございまして、違反事例は0件、要するに検出されたものは0件となっております。

○吉田委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

では、村田委員、何か御質問。

○村田委員 今のジエチルスチルベストロールですけれども、私はそれ自体を知らないもので、どういうものとして使われていたのかというのが1点。

それから、これは試験法なので、安全性には問題ないと思うのですが、実際に抽出法のところが変わっているみたいで、この間ちょうどフグの時も抽出法がいろいろあったので、ちょっと教えてほしいのです。従来は最初に酵素処理してから3回、ジクロロエ

タンで今は抽出しているみたいですが、今回は、エタ水で2回抽出してから酵素処理しているのです。これは2回でも十分だったと理解してよろしい訳ですね。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 まず、ジエチルスチルベストロールの使用の理由というお話でございますが、以前、かなり前でございますが、動物の成長促進剤として使用されていた経緯がございます。ただ、先ほど説明したとおり、現在では各国ともこれについては使用を禁止されているというものでございます。

もう一つ、試験法のところでございますが、こちらについてはこういう試験法を用いたデータを用いて検討した結果、新しい方法でも特に真度と併行精度については問題がなかったもので、この方法でできるということを確認してございます。

○村田委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

他にどなたか御質問あるいは御意見があれば伺いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただ今厚生労働省から御説明のあった照会案件については、試験法の変更及び新たに開発された試験法の追加であり、規格そのものを変える訳ではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続きをお願いいたします。

黒羽室長、どうもありがとうございました。

(3) 食品安全関係情報(1月21日～2月3日収集分)について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報(1月21日～2月3日収集分)について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○岡田情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料3-1、3-2に基づきまして報告いたします。

3-1の方、画面に出ていますけれども、これはいつもの総括表ですので、次をおめくりいただきまして、1月21日から2月3日収集、94件の中の主なものの紹介です。

最初が化学物質で、CDCからの情報。これはデータの情報ということですが、2009年から2014年の米国における5歳未満の乳幼児の血中鉛レベル（BLLs）を公表したということです。2014年に新たに確認された5歳未満の乳幼児のBLLs、10 $\mu\text{g}/\text{dL}$ 以上の月別及び地域別の乳幼児数などが公表されております。

続きまして、EFSAとEMA合同の抗菌性物質使用の低減に係る科学的意見書が公表されたということです。内容的には、抗菌性物質の家畜への使用を最小化するというので、そうした使用に対する統一された監視システムだとか、低減のための国家目標を設ける必要があるという内容になっております。

続きまして、アクリルアミドとフランのお話は、ちょっと詳しいので3-2で扱います。

1つ飛ばしまして、オランダからの情報で、1月31日、鶏肉と比較して牛肉の摂取により、基質特異性拡張型 β ラクタマーゼ産生菌により多くばく露することが発表されたということです。牛肉の方が多ということです。このESBLという基質特異性拡張型 β ラクタマーゼですが、ペニシリンなどの抗生物質の構造を破壊する酵素ということで、健康な人には何の問題もないのですが、膀胱炎などの感染症の治療を困難にする可能性があるということです。

結果ですが、ばく露の約8割（原文が「約78%」となっていましたので）が牛肉ということで、そのほとんどはタルタルステーキなど、生に近い牛肉ですね。これを喫食したのが第一要因という報告のようです。

ただし、大部分の菌は鶏肉の方から検出されているのですが、オランダでは鶏肉は生では喫食しないので、ばく露は少ないという情報になっております。

続きまして、APHISから、バイオテクノロジー関係の規則改定に関する一般意見交換が発表されたということです。今回の規則のポイントとしては、例えばいわゆる遺伝子改変とか遺伝子編集というのですかね。GE生物の植物病害虫もしくは有害雑草の検疫所のリスクを決定する規制プログラムが提案されているという内容が新しいところになります。

最後のところのEFSAですが、研究助成制度「Horizon 2020」というものがあるようなのですが、これの優先順位に関する研究テーマです。優先順位の高い研究テーマに対する技術的報告書が公表されたということで、5つのテーマが特定されたということで、1つ目が食品中のマイクロプラスチック粒子及びナノプラスチック粒子、2番目がみづばちの衛生、3番目が食品媒介性ウイルス類、4番目がリスク評価の方法論、5番目がヨーロッパの食品安全のためのデータ収集、データ管理、データ解析及び報告を統合したクラウド型システムの開発というところが優先順位の高い研究テーマとして挙げられたという情報になります。

続きまして、詳しい情報ということで、3-2です。英国からの情報で、イギリスで販売される製品中のアクリルアミド及びフランレベルに関する調査の中間報告が公表されたという情報になります。

調査自体は、ここの1ポツに書いてあるとおり、2014年1月から2018年12月まで、まだ

あと2年ほどやるようですけれども、これが行われたのですが、今回、14年と15年11月までの結果がまとまったということで、中間報告が行われたようです。この期間の調査検体は、526検体が対象となって、今回、このうち518検体がアクリルアミド、250検体がフランで検査が行われたということです。

全体的には、表1に書いてある10グループで分けて分析が行われているということ。まだ中間公表ということですが、下に結果が書いてあるのですが、アクリルアミド、フランともに、ヒトの健康に対するリスクの増大の懸念はなかったとはしております。

1枚めくっていただいて、これは実データではないのですけれども、2007年から2015年の間、今回の生データも含めてモデル的に計算した現在の汚染状況というか、アクリルアミドの量がまとまっておりますので、それが紹介されております。ただ、これは当然、検体のとり方とかそういうものが一致しておりませんので、表2の注釈に書いてありますけれども、余り正確ではないですよとは書いてあります。全体的には下がっている傾向が示されております。

ただ、グループ9です。これは乳児向けの加工穀類を主成分とする食品ということですが、2009年、2010年ぐらいが最大で、そこから下がってきているとはいいつつも、このグループの中では唯一プラスとなっております。ただ、実データは、今後、2018年までにとられるという状況のようなので、それが出てから基本的には解析されていくのかなとは考えております。

いずれにしても、我が国でも、農林水産省を中心にこのアクリルアミドの実態調査が行われようとしておりますので、諸外国の情報ということで提供させていただきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

(4) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週2月28日火曜日14時から開催を予定しております。

また、22日水曜日14時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、24日金曜日14時から

「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。
以上をもちまして、第639回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。
どうもありがとうございました。